

2014年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
民事法（民法）

1. 第1問について

ア) 問題の概要

平成25年5月20日に締結された、A・B間の売買契約の無効原因として、Bの主張する法律構成としては、錯誤（民法95条）が考えられる。

Bは、売買契約の締結に際して、甲付近に新たに地下鉄の新駅が開設されるという計画を漏れ聞き、それを理由として売買代金を時価よりも高い2億円と定めて購入しており、これは典型的な動機錯誤にあたるからである。

伝統的な通説（二元的構成）によれば、動機の錯誤によって法律行為の無効が認められる実体法上の要件は次の通りである。

①法律行為の要素に錯誤があること

②動機が意思表示の内容として表示されたこと

③表意者に重大な過失がないこと

①は、通説によれば錯誤と法律行為の間の因果関係であると解されており、「当該錯誤がなければそのような法律行為をおこなわなかったこと」（錯誤と法律行為との間の主観的因果関係）と、「取引の通常の観念に照らしてもそれが通常であること」（客観的因果関係）の2つを充たす必要がある。本問の場合、問題なくこれを充たすと考えられる。

②は、いわゆる動機表示構成であるが、事実4において、BはAに対して「甲の付近に地下鉄の新駅ができるのなら、甲を宅地として開発しようと考えているので大変好都合です。この近辺の土地は当然値上がりすると思いますから、是非譲ってください。」と述べており、この要件も充たすものと考えられる。

③は、Bが錯誤するにあたって重大な過失がないかを問題とする要件であるが、この点について事実には特に記載が無い。

イ) 主張責任など

以上が基本的な法律問題であるが、条文の構造から上記①～③までの要件については、無効を主張するBが①及び②を、反論をおこなうAが③をそれぞれ主張・証明する必要があるものと考えられている。

Bが、売買代金の返還を求める場合、法律行為の無効を主張することで、不当利得返還請求（民法703条）の要件の充足も主張することが必要である点にも留意しなければならない。

2. 第2問について

ア) Bの主張の根拠

BがCを相手取って登記の抹消を求める場合、その根拠は土地甲をBが所有しているにもかかわらず、登記名義がCとされていることをBの所有権に対する妨害だととらえ、妨害状態の除去、すなわち所有権に基づく妨害排除を求める訴えであると考えることができよう。

したがって、BはAとの間で締結した売買契約を根拠として、Aから所有権を取得したことを主張することになる。

イ) Cの反論

以上に対して、Cとしては既に土地甲の所有権移転登記を経由していることを根拠に、BがCに対して所有権を主張できないと反論することになる。BとCの関係はいわゆる対抗関係であり、CはBよりも先に登記を備えたのだから、Bに優先する地位にあるとの反論である（民法177条）。

ウ) Bの再反論

Cの対抗要件取得に基づく主張に対して、BとしてはCを背信的悪意者として民法177条の適用が排除されると主張することが考えられる。

判例は、「実体上物権変動があつた事実を知る者において右物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情がある場合には、かかる背信的悪意者は、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しないものであつて、民法一七七条にいう第三者に当らないものと解すべき」（最判昭和43年8月2日民集22巻8号1571頁）と述べ、①第1譲渡について悪意であることと、②登記の欠缺を主張することが信義に反することの二点を主張することで、BがCに対して、所有権を主張することをみとめる。

エ) 本問の場合

本問においては、Cが、第1譲渡について悪意であることは、事実6にあらわれた事情から明らかであるが、信義則違反はどうか。

Cは、Bに対して、時価をはるかに超える3億5千万円以上を支払うことを要求していることから、暴利目的による登記取得をおこなったと評価しうる。これを反信義的態様だと考えるならば、Bの主張が認容される可能性がある。

Bの請求の認容・棄却について結論はいずれでもかまわないが、解答の作成にあたっては、以上の問題点を指摘する必要がある。

3. 第3問について

ア) 小問(1)

Bには、解除権が発生しているか。判例は、対抗問題で負ける第1譲受人の不動産売買契約上の履行請求は、土地の登記移転・引渡しについて、社会観念上不能となったことをみとめる。

そうすると、本問のBのAに対する履行請求権も不能となったと評価することができるから、BはAに対して、履行不能に基づく解除権（民法543条）の発生とその行使を主張して、AB間の売買契約の解除を主張することが可能である。

履行不能に基づく契約の解除の要件は、①契約の締結、②履行不能の発生、③履行不能についての債務者の責に帰すべき事由の存在、④解除権行使の意思表示であるが、近時有力説は③を不要と解するが、AはBとの契約を認識した上で、Cと契約を締結し登記を移転しているから、いずれにしても要件を充たすものと考えられる。

イ) 小問(2)

Bが、AB間の売買を解除したうえで、損害賠償を求めることができるか。民法545条3項は、解除と損害賠償の双方をみとめるから、BはAに対して、民法415条に基づき債務不履行に基づく損害賠償を請求することができる。

ウ) 損害賠償の範囲

債務不履行を理由とする損害賠償において、賠償されるべき損害の範囲は民法416条がこれを規定する。民法416条は1項で通常損害の賠償が定められ、2項で特別の事情によって生じた損害（特別損害）につき、特別の事情について当事者の予見可能性を要件として賠償が認められている。

本問の土地甲の価格と売買契約の価格との差額は、いわゆる値上がり益であるが、判例は①通常損害としては、履行不能時の価格によるが、②特別損害として、現在の価格によることができるが、その要件としては、目的物の価格が直線的に騰貴をしている場合には、価格騰貴という特別事情を履行不能時に予見可能であったかどうかによるとしている（最判昭和37年11月16日民集16巻11号2280頁）。

オ) 本問へのあてはめ

通説による限り、履行不能解除を損害賠償請求の要件は同様であるから、Aが民法415条の損害賠償を免れないことは明らかである。

損害賠償の範囲としても、上に見たところから値上がり価格との差額の賠償も認められる。そして、下線部分の事情は、民法416条第2項の予見対象となる事実であるとの法的意義を有することになる。

以上

2014年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
民事法（商法）

問1は、社外取締役の役割が法的にはどのようなものであるかについて、基礎学力を確認しようとした。会社法改正が議論されて、社外取締役の設置が求められており、このような基礎的学力が重要となっていることから出題した。

取締役会の構成員としての法的役割が説明されるべきである。

取締役会は業務執行権を有していることから、その任務が広がることに言及すれば優秀な答案となる

問2は、監査役の独立性の具体的な法的制度についての基礎学力を確認しようとした。

任期が取締役よりも長いことや報酬も別立てであることなどを説明すべきであるし、独任制にも言及してほしい。

独立性と社外性との違いについて言及して会社法改正の議論を述べてくれれば最高である。

問3は、監査役制度の基本構造として、社外監査役が常勤監査役と共同することに言及すべきである。

社外監査役の任務の範囲が説明できれば合格点である。

社外取締役と比較して議論できれば最高である。

問4は、会計監査人制度についての基礎学力を確かめるものである。落ち着いて答えれば易しい問題であるといえる。

受験者の答案を採点すると、会社法が苦手なまま試験を受けたと思われるものもあったが、基礎学力を示してくれた答案が一定数以上いたことに満足している。複雑かつ詳細な知識よりも基礎的知識が理解できていることが大切であるといえよう。